別記様式第一及び別記様式第二を次のように改める。

別記様式第一

（表　面）

写真ちょう付面

第　号

（職）氏名

年　月　日生

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十五条又は第六十五条の四の規定による当該職員の証

年　月　日

厚生労働省（都道府県、市又は特別区）　印

（A列６番）

（裏　面）

（注意）

一　この証票の取扱いに注意し、破り、汚し、又は失ったときは直ちに厚生労働大臣（都道府県知事、市長又は特別区長）に届け出ること。

二　当該職員でなくなったときは、厚生労働大臣（都道府県知事、市長又は特別区長）に返還すること。

（感染症の発生の状況、動向及び原因の調査）

第十五条　都道府県知事は、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症若しくは三類感染症の患者、四類感染症若しくは五類感染症の患者、新型インフルエンザ等感染症若しくは新感染症の所見がある者又は疑似症患者に該当すると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の患者、新型インフルエンザ等感染症、